

昭和二十六年二月三日提出  
質問第六三三号

滞納処分による農地の公売に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年二月三日

提出者 池田峯雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

滞納処分による農地の公売に関する質問主意書

最近宮城県塩釜税務署が、滞納処分のため農地を公売に付した事実がある。すなわち同署管内松島町の農民四名が、農業所得税を各、七七、五六七円、一〇、七八六円、六、四一七円、五、一三六円を滞納したため、農地をそれぞれ六反五畝、五反八畝、四反、二反七畝を公売に付されたのである。

一 反当公売価格が、それぞれ異なるが、いかなる理由によるものか、またなんに準拠せるものか。

二 公売に入札する者の資格につき、いかなる条件を設けたか。結果としていかなる者が土地を入手したか。

三 農民の耕作権は、保障されているか。

四 かくのごとく滞納処分の強行により、新たなる地主が発生し、自作農が没落している事実につき、政府はなんと考えるか。

右質問する。